

## 地域手当支給規則

平成27年 3月30日規則第45号

### (趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例(平成27年条例第29号。以下「条例」という。)

第14条の規定による地域手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

### (地域手当の減額)

第2条 職員が条例第10条の規定により給料を減額される場合においては、地域手当(給料月額に係る地域手当に限る。)は、給料の減額方法に準じて減額して支給する。

### (地域手当の不支給)

第3条 条例第18条第1項に規定する組合規則で指定する職員のうち、条例第34条に規定する休職、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成27年条例第20号)第10条に規定する病気休暇、同条例第12条に規定する介護休暇、欠勤等により管理職手当を支給されない者に対する地域手当については、管理職手当に係る地域手当は、支給しない。

2 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務に服することができないときは、その勤務に服さない期間地域手当は支給しない。

### (支給方法)

第4条 地域手当は、月の初日から末日までを計算期間とし、特別の事情のない限り、その月分を当月の給料の支給日に支給する。

2 月の中途において、採用、昇格、退職等があった場合又は前条第2項に該当する事実が発生し、若しくは消滅した場合におけるその月の地域手当の支給額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

3 前項の規定は、月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号)第

55条の2第5項、地方公務員の育児休業等に関する法律第4条第2項、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号）第24条第4項後段又は条例第24条の規定が適用されることとなった場合又は適用されなくなった場合におけるその月の地域手当の支給額の計算について準用する。

（端数計算）

第5条 地域手当の支給額に1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の支給額とする。

（施行の細目）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）第5条の規定により支給される地域手当については、この規則の適用を受ける職員の例による。